

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
	1	全般		
1	1.1	MPS-GAPは、MPS-ABCの資格(A(+), B又はC)を持つ花き及び種苗の生産者のみ参加できます。MPS-ABC資格がDの場合も一定の期間に限って参加できます。	* MPS-GAPの参加者はMPS-A(+), B又はC資格を保有するか、これらの資格と同等性資格を有することを示す必要があります。 * MPS-A+, B、およびC資格にとって、同等性資格とは、EN-ISO/IEC17065を基にした認定のための認証システムにより確立されたMPS-A+, B、およびCと類似の生産認証を意味します。 * MPS-D資格(又は同等)も、登録開始後、最長17期(68週)までは参加できますが、この期間が終了した後はMPS-A+, B又はC資格(又は同等)が必要です。	1
	2	要求事項の詳細		
2	2.1	MPS-GAP要求事項を満たしているかを評価するため、最低、年1回は内部審査を行います。審査結果を基に是正措置を取り、記録を残します。	* 全てのMPS-GAP基準に対して、たとえ委託業者が行ったとしても、内部審査が少なくとも年1回行われていることを明らかにしなければなりません。 * その結果を記録している必要があります。 * その記録には有効な是正手段が実行されたことが証明されていることが必要です。要求事項を満たさない場合や、適用としない要求事項については説明が必要です。最初の内部監査は、最初の監査の前に実行する必要があります。	1
3	2.2a	販売する 全ての少なくとも90%(量で) の生産物は、MPS-GAP、グローバルGAP、又は同等の認証を有することが必要です。 但し、25%以上購入する場合、生産会社の履歴管理表が適用可能です。	全ての生産物には、自社生産、追加購入分、契約栽培分を含みます。しかし、以下の一定条件によっては、生産物の一部は認証を必要としません。 * 初回審査において、少なくとも25%(量で)の追加購入分と／または契約栽培分がMPS-GAP、グローバルGAP、あるいはこれらと同等である場合。(25%は過去12ヶ月以上の計算によって判断) * 更に、初回審査において、どのようにして100%90%化を実現するかを確実にする段階的な計画があることが必要です。 * 2年目の審査において、少なくとも50%40%(量で)の追加購入分と／または契約栽培分MPS-GAP、グローバルGAP、あるいはこれらと同等である場合。(50%40%)は過去12ヶ月以上の計算によって判断) * 3年目の審査において、100%60%(量で)の追加購入分と／または契約栽培分がMPS-GAP、グローバルGAP、あるいはこれらと同等であることが必要です。(100%60%)は過去12ヶ月以上の計算によって判断) * 4年目の審査において、80%(量で)の追加購入分と／または契約栽培分がMPS-GAP、グローバルGAP、あるいはこれらと同等であることが必要です。(80%)は過去12ヶ月以上の計算によって判断) * 5年目の審査において90%(量で)の追加購入分と／または契約栽培分がMPS-GAP、グローバルGAP、あるいはこれらと同等であることが必要です。(90%は過去12ヶ月以上の計算によって判断)	1
4	2.2b	全てのGAP認証対象作物のための適切な識別手順があり、様々な生産者や取引業者から購入した生産物を識別するための資料が揃っていますか。	他の生産者や取引業者から購入した認証対象生産物及び非認証生産物(あれば)を識別するために、全ての生産物について、作業規模に合った手順を作成、記録、維持することが必要です。 記録は以下を含みます。 * 生産物の説明 * MPS-GAP状況(非認証かどうか) * 購入した生産物の数 * 供給者の詳細 * MPS-GAP認証のコピー * 購入生産物に関する履歴が判るデータ／コード * 購入生産物に関する発注書／請求書	1
5	2.3	MPS-GAP認証の生産物から栽培された農場をたどることができるシステムがありますか。	MPS-GAP認証の生産物から栽培した認証取得会社をたどることができるシステムが必要です。管理上、及び可能な限り実際の審査時に、どのように生産物が識別されたかを明らかにする必要があります。(ラベル、ステッカー、パッケージで) 識別を行う場合、生産者番号または生産者の住所が、少なくともすべての包装単位で表示されていることが必要です。 * 生産会社からMPS-GAPロゴをつけて出荷されたすべての生産物のトレーサビリティについての書面での約束があり、その際にはMPS-GAPロゴ使用の条件を守ってなければなりません。	1
6	2.4	生産物を市場から回収するための文書化されたリコール手順を持っていますか。	* 回収となる事故のタイプ、回収を決定する責任者、及び次の関連先への通知方法を明らかにする手順が必要です。 * 手順は毎年テスト(シミュレーション)し、シミュレーションの結果は書面に記録を残します。 * 連絡をとるべき電話番号とメールアドレスのリスト完備が必要です。	1
7	2.5	全体の栽培区画をどのように体系化し、明らかに識別しているか(多くはMPSの環境クラスターにより)を記述した追跡可能な記録を保持していますか。 記録は、最低2年間保有する必要があります。	* 書面または電磁データが、MPS-GAP参加の最初の年から計算して、最低2年(規定されているならそれ以上)必要です。初回審査では、少なくとも3ヶ月前の記録は完了している必要があります。記録は最低2年間保存し、認証プログラムに規定された内容に結びついています。MPS-GAPの商標は認証取得前に収穫し、処理された生産物に使用してはなりません。認証取得する前に収穫したものの記録は有効ではなく、かつこのデータが審査日から遡って3ヶ月以内であっても有効ではありません。 * 作物を栽培した場所と区画の詳細は、これに関係した農業活動(会社の建物や加工施設のような)を含めて、文書化された書式としてあることが必要です。水源、水盤、サイロなども含む。区画はたとえば、計画、温室や区画番号、MPS環境クラスターによって区分されます。 * 各温室や区画などは、明らかに識別でき、参照できるシステムがあります。全ての温室や区画等は物理的に識別できます。この識別は関係する場所に関わるすべての登録に使用できます。	1

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
8	2.6	土地や区画の利用に関して: 各区画の土壌タイプが(土の特性や分析に基づいて)分かっていますか。 新しい土地の取得や現在の場所のリスクが変化した時、従業員の健康、農業での使用や生産物の品質のリスクに関して、リスク分析をしていますか。	* 各区画の土壌タイプは土の特性と分析で判ることが必要です(例:土壌地図)。 * リスク一覧表は新しい農業生産場所に対して行います。そこでは、土壌タイプ、土壌浸食、地下水の品質と地下水位、持続可能な水源の利用可能性、土地の以前の使用、ネマトーダ(線虫)を考慮して隣接した作物の生産や他の地域が及ぼす潜在的な影響(化学産業、ゴミ処理場など)に注意を払う必要があります。 * 適用になる場合、食品安全リスクを考慮します。 * リスク一覧表は、リスクの変化があった時、又は少なくとも毎年既存の農業生産場所に対して作成する必要があります。 * 管理計画は、確認されたリスクのそれぞれに対して可能性と重要性は何か、リスクを避けコントロールするためにはどのような手段が取れるかを示すことが必要です。(例:ドリフト、地下水の汚染など) * もしリスクが管理できない、防げない時は、その場所は農業生産に使用してはなりません。 * 記録、分析および会計帳簿がなければなりません。 * リスク評価は毎年見直します。 * 直植えない植物は適用外です。(含む水耕、鉢物)	1
9	2.7	すべての取引書類はMPS-GAPの現状とMPS番号の参照が必要です。	売上請求書と、該当する場合、認証された材料／生産物の販売に関連した他の書類には、MPS-GAP現状と会社のMPSナンバーを表記しています。 非認証生産物には、“非認証”であるとの識別は必要ありませんが、認証生産物は、認証されていることが認識できなければなりません。 生産物とMPSナンバーを書類に記載する必要がないという得意先との書面合意がある場合のみ、これは適用されません。	1
10	2.8	90%以上(量で)の 種苗は、認証を取得している会社から購入していますか。(MPS-ABC,MPS-GAP,グローバルGAPの植物種苗 ,又はこれらと同等)	この点に関しては、次の段階的計画が認められます。 初回審査において、種苗の25%(量で、過去12ヶ月以上の計算で)が認証されたもの。 2回目の審査において、種苗の 50%40% (量で、過去12ヶ月以上の計算で)が認証されたもの。 3回目の審査において、種苗の 40%60% (量で、過去12ヶ月以上の計算で)が認証されたもの。 4回目の審査において、種苗の80%(量で、過去12ヶ月以上の計算で)が認証されたもの。 5回目の審査において、種苗の90%(量で、過去12ヶ月以上の計算で)が認証されたもの。 増殖材料のみを生産する会社には必要ありません。 繁殖材料としての種子や組織培養からの繁殖材料を有する会社も必要ありません。 材料が野生で供給されている場合 や非認証の材料を購入した場合 は、MPS-GAP認証品として販売する前に少なくとも3ヶ月間、会社になければなりません。栽培期間が3ヶ月未満の場合	1
	2.9	土壌について		
11	2.9a	可能であれば、土壌構造を維持、改善し、土壌の圧縮を防ぐための技術を使用してください。	* 土壌構造の維持、改善のための技術が必要です。 * これらの技術を使う妥当性の証拠があることが必要です。 * 土壌圧縮の証拠があってはなりません。 * 直植えない植物は適用外です。(含む水耕、鉢物)	
12	2.9b	土壌浸食を防ぐ技術を使用していますか。	可能な限り土壌浸食を防ぐ栽培技術が必要です。例としては:等高線に沿った栽培、緑肥の栽培、区画境界の植栽など。 * 直植えない植物は適用外です。(含む水耕、鉢物)	
13	2.9c	(可能な限り)化学物質による土壌消毒を避け、代替方法を調査していますか。 メチルブロマイドの使用は禁止されています。	* 場所、日時、活性成分、濃度、管理方法と管理者一覧が記載されている、化学的土壌消毒剤の使用が正当であるとする書面による証明があることが必要です。 * 技術的な知識、書面による証明及び受け入れられているその地域の慣行により、土壌消毒の代替方法を考えたことを示すことが必要です。 * メチルブロマイドの使用は禁止されています。 * 培土を再使用する場合は、蒸気消毒が望ましい選択肢です。	1
14	2.9d	有機培土の適合性は明らかですか、またその原産地は追跡できますか。土壌は自然保護区からのものであってはなりません。	* 有機物が使用されているならば、これらの培土の適合性を示す書類がありますか。これは、例えば培土供給業者からの技術スペックや、供給された培土のスペックを示す独立した分析報告などです。 * 培土の由来を明らかにできる情報があり、この情報は、土壌が自然保護区として指定された地域から由来したものでないことを示しています。 * 培土のRHPマーク(*欧州の品質保証マーク)はこの条件を満たしています。	
15	2.9e	無機培土を使う時は、培土リサイクルプログラムに参加します。	* リサイクルした培土(例:ロックウール)の量とリサイクルした日にちの記録を保管する必要があります。(送り状/出荷状で良い) * 生産者が、リサイクルプログラムに参加しない場合は、この理由を示す必要があります。	
16	2.9f	露地一年草栽培に輪作が行われていることを説明してください。輪作が行われていなければ、その理由を説明してください。	輪作を記録し、過去2年間の記録は保管され利用できる状態が必要です。一ヶ所での同作物の栽培は、これが法律で禁止されておらず、将来の品質や収量に関してこの作物や他の作物に大きなリスクを生じないのであれば認められます。 * 輪作をしていない場合は、その理由を説明する書類が必要です。 * 直植えない植物は適用外です。(含む水耕、鉢物)	
17	2.9g	化学薬品により土壌培地を殺菌している場合は、その記録がありますか。	土壌培地を消毒する場合、名前または場所の識別を記録します。そうでなければ土壌培地消毒した会社の名前と場所の記録が必要です。消毒に使用した薬剤は次の要素を含めてMPS-GAPの作物保護剤登録に基づいた登録が必要です。 ・散布日 ・商品名 ・活性成分 ・設備のタイプ ・散布処理方法 ・消毒した人の名前 ・植え付け前施用の間隔	1
18	2.9h	消毒後の植付けは、一定期間を空ける必要があります。	* 書面による証明が必要です。 * 適用除外はありません。	

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
	2.10	種苗(種子、購入材料)について		
19	2.10a	顧客との合意を明らかにし、品質、品種名、地下茎、健全性と製品保証(公認の健全証明)についての記録をした上で、作物の記録と共にこれらを保管していますか。	* 記録／種子品質証明、発芽勢、品名、ロット番号、供給者(該当する場合)により、合意した品質要求基準が満たされていることを明らかにしなければなりません。 * 栽培品種についての契約がある場合、例えば、栽培作物の書面によるスペック(植物パスポート、品質証明、出荷帳簿または種苗に関する署名入りの書簡)により、これを示す必要があります。 * 該当する場合、健全証明、植物パスポートまたはEU通達に沿った認証、国内法または産業組織によって作成された規則により、健全性と製品保証を明らかにする必要があります。 * 販売組織やセリ市場による販売の場合、これらの団体の要求事項に従います。 * 種苗のみ栽培の会社は適用除外です。 * 販売先が不明な場合／特段の要求事項がない場合も適用除外となります。	
20	2.10b	種苗を自社内で育成する場合は、モニタリングによって種苗の健全性を示すことができますか。	* 病害虫の兆候を観察するモニタリングシステムのある品質管理システムが必要です。 * 母本または元となった植物体があった圃場が識別できる監視システムの最新の記録が必要です。 * または、検査サービスによる検査報告が必要です。	
21	2.10c	種苗を購入した場合、供給者に対して使用した作物保護剤の詳細を要求していますか。	* 購入した種苗の供給者での最終増殖段階で使用した作物保護剤の記録は要求に応じて利用でき、それには商品名、施用日時、濃度、再処理の間隔が含まれています。供給者からの、記録を確認することができることを述べた申告書でもかまいません。 * 種苗を自分で生産しているならば、作物保護剤と肥料の施用を、MPS-GAP規則により記録する必要があります。 * この要求事項は、種苗がPPM認証の会社又は、同等(MPS-GAPもPPM認証と同等)からの場合は、適合していると見なします。 * 多年生植物には適用しません。	
22	2.10d	品種や種苗を選ぶ際は、知的財産権(UPOV)並びに関係する規約を遵守していますか。	要求に応じて栽培している品種は、UPOV(新品種を保護するための国際機関、www.upov.int参照)で規定された、条例や知的財産権に従って得たものであることを示すことができる書類がなければなりません。 * 知的所有権についての法律の施行についての証明書類は以下の内容です。; ― 品種の法的所有者との契約 ― 支払われるロイヤリティの請求 ― 植物パスポート(該当の場合: 注 EUでの植物検疫証明書) 植物パスポートが必要でない場合、書類か空箱で、以下が判る必要があります。 * 品種名 * ロットナンバー * 包装内容明細書／請求書から、過去24ヶ月に使用された種苗のサイズと素性が明らかなこと。 適用除外はありません。	
23	2.10e	播種や定植の密度、日付を記録していますか。	播種や定植の方法、日付、密度の記録を保有する必要があります。 * 直植えしない植物は適用外です。(含む水耕、鉢物)	
24	2.10f	種苗を過去24ヶ月以内に購入した場合、品種登録に関して適用される法律に従って購入していますか。(品種登録が関係する国で必要な場合)	書類上、明らかでなければならないのは、以下です。 ― 品種名 ― ロットナンバー ― 供給者 また可能ならば、種子の質(健康状態、物理的な質)に関する追加情報。 この要求事項は、種苗がPPM認証の会社又は、同等(MPS-GAPもPPM認証と同等)からの場合は適合していると見なします。	
25	2.10g	品種の病害虫に対する抵抗性／耐病性の証明がありますか。	経済的利益を台無しにするかも知れない栽培品種の病害虫に対する抵抗性や耐病性の度合を証明できなければなりません。 これは、例えば、品種説明、植物モニタリングの記録などを書面により立証しなければなりません。 * 種苗のみ栽培の会社は適用外です。	
26	2.11	従業員とアドバイザーの資格について:業務を行う従業員及び外部の組織がこの認証制度の下で、関係する事柄に関与する責任のレベルに応じて十分な資格があることを示すことが出来ますか。	危険で複雑な設備の取扱いに関して、必要とされている訓練を記録により示すことができる必要があります。 * 危険で複雑な機具 * フォークリフト、機械式ショベル、他の輸送手段 * 会社は訓練項目に関係する各従業員の記録の保有が必要です(必要な訓練項目、指導員の名前、訓練日、署名入りの参加者リスト)。 生産者または彼らのアドバイザーは、技術責任者の専門能力、使用された肥料や作物保護剤(収穫後処理を含む)の種類を示した記録を持つ必要があります。 これは生産者にとっては、肥料や作物保護剤の使用と施用での関連する農業訓練及び／又は教育課程であるかも知れません。 アドバイザーに対しては、書面による公認の訓練課程終了の証明が必要です。 会社の作物保護剤の責任者が会社の認めた課程(公的な課程や会社自ら開発した課程)に参加するか、外部アドバイザーが公的な認証、及び又は参加した公的課程を通じて、彼らの技術的な資格を示すことが出来なければなりません。 作物保護剤に物理的に接触する、または使用する全ての従業員は、公式の証書や特別課程の認証によって専門的な能力と知識を示すことが出来なければなりません。 肥料、作物保護剤などの使用が無い場合は、適合していると見なします。	1
	2.12	廃棄物について		

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
27	2.12a	可能性のあるすべての廃棄物の一覧表、これらの廃棄物を最少化するための達成目標、どのように廃棄物が環境的に責任ある方法で処理されるかの詳細な計画を作成し、実行してください。(有機廃棄物を農場で堆肥化し、土壌改良に利用した場合、病気を持ち越すリスクはなくなります。)	* 汚染原因となるもの、余剰の肥料、STS剤(チオ硫酸銀)、噴霧液、タンク洗浄水、発熱装置からの排気ガスなどを含んで記録します。 * 発生したすべての廃棄物は、リストに記録し保管します。 * 空気、土壌、水汚染の可能性を考慮する必要があります。 * 総括的かつ、最新で、書面化した実行計画が必要です。 -廃棄物の発生と環境汚染を防ぎ、減少させる方法をとっています。 -リサイクルなどによって、廃棄物の投げ捨てや燃焼を防ぐ手段をとっています。 * 廃棄物と環境活動計画が確認できる、明らかな行動と方策があります。	1
28	2.12b	法令に従って、化学薬品の人間への暴露、再使用、環境汚染を避ける確実な方法で、化学薬品の空き容器をすすぎ(少なくとも3回)、保管、処分していますか。	作物保護剤空容器処分のためのシステム: * 安全な保管(作物保護剤貯蔵庫ではないが、周りをスクリーンで覆い、消えない印を付け、人と動物の侵入を防いでいる)により、人が空容器に物理的に接触できないようにしています。 * 確かな保管、廃棄する前の安全な取扱方法および環境保護の方法により、環境、水資源、動植物への汚染リスクを最少化しています。 * 公的な収集と処理システムがあるならば、それを利用している記録を提出する必要があります。 * 撒布機器には洗浄ヘッドがある。または容器は処分される前に3回すすぐという、書面による明確な指示書が必要です。 * 作物保護剤が使われていない場合は、適合していると見なします。 * 空の作物保護剤容器がいかなる形(穴を開ける/つぶす)でも再使用された、されていることの証拠がないことが必要です。 * 作物保護剤空容器の廃棄、処分に関するすべての自治体の規則、または国、自治体の法令がある場合はこれを守る必要があります。	1
29	2.12c	化学薬品の容器を洗浄した水は、作物保護剤散布設備に確実に戻していますか。	*すすぎ設備を使用した調合、または明確な説明書に基づく手作業の間、すすいだ水は常に作物保護剤散布タンクに戻します。 * 作物保護剤を使用していない場合は、適合していると見なします。	1
30	2.12d	期限切れで使用されなくなった作物保護剤は、環境に安全な方法によって処理されていますか。	* 期限切れの化学薬品が、公認の化学廃棄物処理業者またはサプライヤーにより処分されたことを示す、書面での情報があります。 * 作物保護剤を使用していない場合は、適合していると見なします。	
31	2.12e	公的な収集、処分システムによって、化学薬品の残りを完全に取り除き、かつこれを証明できるようにしてください。	* 残った化学薬品が、公認の化学廃棄物処理業者またはサプライヤーにより処分されたことを示す、書面での情報があります。 * 作物保護剤を使用していない場合は、適合していると見なします。	
32	2.12f	環境汚染を防ぐために、機械や用具、貯蔵室等の洗浄により農薬で汚染された水は、例えばバイオフィルター又は同様の設備によって、地表水や下水処理システムに排出される前に、浄化されなければなりません。(代替方法は、公認された会社により、所有地を超えて拡散させたり、除去することになります。)	* バイオフィルター又は同様の設備は廃棄物の流れを処理するためにあるか、用具、機械、貯蔵室を洗浄した污水が所有地を超えて撒かれたか、処分されたかを記録したデータが必要です。 * 農薬が使用された貯蔵室から出た濃縮水の置場があります。 * 農薬を使用していない場合は、適合していると見なします。	
33	2.12g	タンクから水路へ水が戻らないようにする設備がありますか。	地表水(注:河川や湖沼など陸地の表面にある水)から直接、噴霧器に注入する時、リターンバルブの付いたポンプを使用します。	

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
	2.13	保管場所について		
34	2.13a	肥料の保管場所は、鍵がかかり、清潔で、乾燥し、自治体の規則に従っていますか。保管場所は病害虫の発生源とならないように設計されていますか。	肥料の保管場所は、次の点に従っていることが必要です。 * 鍵がかかる。 * 清潔である。(部屋はきれいになっている、げっ歯類の繁殖スペースとなる肥料のこぼれや漏れが片付けられている) * 乾燥している。(換気が良い、雨水がかからない、またはカビの発生源となる結露がない) * 自治体の規則に従っている。 * 保管場所は、病害虫の発生源とならないように設計されている。 * 有機肥料を保管する場合は、水源から少なくとも25メートル離れた部屋に保管する。 * プラスチックシートでのカバーでもよいが、このためにリスク評価を実施する。(肥料のタイプ、天候状況、保管期間と場所) * 土の上への直接の保管は認められていない。(石灰と石膏は除外) * ほ場での石灰と石膏の保管は、行っても良い。 * 大量の液体肥料は、樽に入れ屋外で保管しても良い。但し、製品に記載の取扱い上の保管条件を満たす。 * 肥料の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	
35	2.13b	作物保護剤の保管場所は、鍵がかかり、頑丈で、吸収性がなく、清潔、乾燥、空気の循環が良く、電気がつき、自治体の規制に従っていますか。保管場所は、病害虫の発生源とならないように設計されていますか。 (濃縮酸は、保管に関する特段の要求事項がない場合、鍵のかかる別部屋に保管する必要があります。)	作物保護剤の保管場所は、次の点に従っていることが必要です。 * 鍵がかかる。 * 頑丈である。 * 濃縮酸は、保管に関する特段の要求事項がない場合、鍵のかかる別の部屋に保管する。 * 極端な温度又は、温度に耐えられる場所に置く。 * 保管場所は、霜や低温度に耐えられる材料で作られている。 * 吸収性がない。 * 清潔である。(部屋はきれいになっている、げっ歯類の繁殖スペースとなる肥料のこぼれや漏れが片付けられている) * 全ての農薬を保管するに十分な場所 * 乾燥している。(雨水がかからない、またはカビの発生源となる結露がない) * 換気が良い。(保管量は適量で有害なガスの発生を防ぐため、新鮮な空気が定期的に循環している) * 明るい。(すべての商品のラベルが簡単に読めるように、保管庫は十分に明るく、自然光や人工光が十分にある。 * 自治体の規制に従っている。 * 保管場所は、病害虫の発生源とならないよう、従業員に脅威がないよう、農薬の交差汚染の危険性がないように設計されている。 * 作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	1
36	2.13c	作物保護剤と肥料は、別々に保管して下さい。これができない場合、間仕切りで分け、ラベルを貼って下さい。	* 肥料と作物保護剤は物理的な仕切りで別々に分けて保管します。 * 商品のラベルは明瞭で良く分かる必要があります。 * 作物保護剤と一緒に施用される肥料(微量要素や葉面液肥)は密封された入れ物に詰め、作物保護剤と共に保管します。 * 肥料や作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	
37	2.13d	保管場所には救急設備(目の洗浄設備、きれいな水、注意書き)が備わっていますか。	* 作物保護剤の保管と混合場所には、希釈していない殺虫剤がこぼれたときに使う砂、ちりと、ブラシ、プラスチックバッグなどの容器が備わっていますか。 * 作物保護剤の保管と混合場所には目の洗浄設備、10メートル以内に真水の出る水道蛇口、救急箱および救急連絡番号のついた事故作業手順、又は事故が発生した場合に最初にとられる手順書が備わっていますか。これらすべては、消えないように、はっきり目に見えるように表示されていることが必要です。 * 肥料や作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	
38	2.13e	保管場所は環境汚染の原因になってはいませんか。	* 作物保護剤と液肥の保管には、保管外部の場所に液漏れや汚染を生じさせないために、化学薬品に対して耐性がある塗装した壁と床により保管する液体の容積をせき止められる収集タンク/液漏れトレイが必要です。 * 収集タンクの容積は国、自治体の規則に基づき、適用される規則が無い場合は、収集タンクの能力は最も大きいコンテナ容積の110%とします。 * 肥料や作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	
39	2.13f	肥料と作物保護剤は床から離して保管し、種苗及び収穫物と同じ場所に置いてはなりません。	* 肥料/作物保護剤は、種苗または収穫された生産物と一緒に保管してはなりません。 * 肥料/作物保護剤と種苗、種子または収穫された生産物が同じ建物に保管されている場合、それらは、別々の閉鎖された部屋に保管する必要があります。 * 肥料や作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	1
40	2.13g	保管場所は、十分な訓練を受けた人のみが利用できる状態ですか。	* 保管庫は、作物保護剤作業のための十分な資格を持つ人のみが使用できます。 * 鍵またはドアのコードはこれらの人だけが保有します。 * 作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	
41	2.13h	保管場所には、自社の栽培に使用する作物保護剤を購入時のパッケージで保管する。	すべての作物保護剤は、保管庫にあるか、保管リストに一覧となっていますか。 * 栽培している作物または輪作への使用に対して、公認されている。 *購入時の容器やパッケージに保管している。破損があった時のみ、元の全ての情報を記載した新しいパッケージを使用する。 * 作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	1
42	2.13i	固体の作物保護剤は液体の作物保護剤の上に置いていませんか。	* 粉剤、粒剤の作物保護剤は、潜在的な漏れのリスクを考慮して、液体作物保護剤の棚の上に保管する必要があります。 * 作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	
43	2.13j	作物保護剤は、作物保護剤の保管場所でのみ貯蔵していますか。	* 作物保護剤を他のものから分離する物理的な仕切りを備えています。 * 作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
44	2.13k	作物保護剤を保管する棚は、非吸収性の材料で作られていますか。(穴あきトレイは使用できます)	* 作物保護剤の保管は漏れた場合を考慮し、金属または硬プラスチックなどの非吸収性の棚とします * 作物保護剤が棚に吸収されないならば、穴あきトレイの使用が可能です。 * 作物保護剤の使用や保管が無い場合は、適合していると見なします。	
45	2.13l	栽培用具は汚れていませんか。	再使用する栽培用具(ポット、梱包箱、バケットなど)は使用前にきれいにします。“きれい”とは古い作物の残渣、木屑やプラスチックなどがついていないことを意味します。	
46	2.13m	容器と包装は、げっ歯類、鳥、物理的および化学的原因による汚染のリスクを最小にするように保管していますか。(消費者用の容器、包装に適用されます)	すべての消費者用包装材は、げっ歯類、害虫、鳥、物理化学的な影響に対して、適切に保管します。これは、消費者用のパッケージ/容器にのみ適用します。 種苗のみを栽培している会社は適用外です。	
47	2.13n	ディーゼル用重油と他の燃料タンクの保管場所は安全でなければなりません。	全てのタンク保管場所は法令に従わなければなりません。流出や漏れに関する法令がない場合、以下が適用されます。 * 浸透性がない漏出防止壁があり、少なくとも内側に設置された最大タンク容量の110%を貯留できること。 * 環境保護指定区域である場合、貯蔵容積は、最大タンク容量の165%でなければならない。 * “禁煙”表示が明らかに分かる状態である。 * 適切な消火設備はすぐ近くになければならない。	
48	2.13o	高濃度農薬の運搬は安全な方法で行われていますか。	* 農薬の運搬が担当従業員の健康に如何なる危険ももたらさないことを保証しなければなりません。	
49	2.13p	作物保護撒布設備は、生産物のいかなる汚染も防ぐ方法により、保管されなければなりません。	* 生産物や収穫後の生産物と接した他の用具の汚染は防がなければなりません。 * 舗装された地面に立っている噴霧器具は休憩中を含め、未使用時には常にカバーをしておかなければなりません。	
	2.14	作物保護剤の施用と使用について(収穫前、収穫後処理を含む)		
50	2.14a	使用される作物保護剤は、ラベルに記載された使用目的と合致していなければなりません。	生産者は農薬の使用目的を説明できなければなりません。 * 適用除外はありません。	1
51	2.14b	作物保護剤(収穫後処理剤を含む)の使用に関して、顧客と輸出相手国によって規定されている、あらゆる追加の規制を記録し、それに従っていますか。	* 生産物を輸出する国とその顧客のために、特定の生産物と作物保護剤(収穫後処理剤を含む)の使用制限に関して、最新の情報を持っている必要があります。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。 * 種苗のみを栽培している会社は適用除外です。	
52	2.14c	すべての作物保護剤(収穫後処理剤を含む)の一覧表がありますか。変更が生じた場合、一覧表を修正します。認められた作物保護剤のみが保管されます。(別紙B参照)。	収穫後処理剤を含み、現在、及び過去12ヶ月以上に渡って栽培に使用したすべての作物保護剤の商品名が分かる最新の書面又は電子リストがあることが必要です。この一覧表には商品名と登録番号が記載されています。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。 * 種苗のみを栽培している会社は適用除外です。	1
53	2.14d	収穫後処理剤のラベルにある使用説明に従っていますか。各適用時の濃度、使用方法は明確な記号、指示書に示されています。	明確な手順と書面により、収穫後処理剤のラベルにある使用説明に従っています。例えば、収穫後処理剤の撒布、処理剤の包装／配送日など。 * 収穫後処理剤を不使用の場合は、適合していると見なします。 * 種苗のみを栽培している会社は適用除外です。	1
54	2.14e	(ラベルに記載されているように)正しい充填、取扱い手順に従っていますか。	* ラベルに示された推奨に従った作物保護剤混合機器と設備は、作物保護剤を扱うすべての従業員が利用できます。 * 混合設備が使用されたという明白な証拠が必要です。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	
55	2.14f	全ての人(従業員、来訪者、委託業者)は、ラベルの指示、及び又は法的要件と健康、安全リスクへの対策として、ふさわしい防護類を身につけていますか。	* ラベルにある推奨と法的要件に従った正しい防護手段は、全ての人(従業員、来訪者、委託業者など)が利用できます。 * 例えばゴム靴、防水衣類、防水のオーバーオール、ゴム手袋、防護面など品目は、修理された良い状態で使用できることを示す明らかな証拠が必要です。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	1
56	2.14g	防護服は、作物保護剤から離れた場所で保管していますか。	* 防護服と、代替のフィルターなどを含む防護機器は作物保護剤から離し、分けて置き、換気の良い部屋に保管します。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	1
57	2.14h	防護服は、使用后清潔にしていますか。	防護服と防護機器は、作物保護剤使用後はともにきれいにするか、処分します。 * 防護服と機器のクリーニングは個人の衣類、手袋のクリーニングと分けて行います。 * 汚く、破れている防護服と損傷のある機器および期限の切れたカートリッジフィルターは処分します。 * 使いきりのもの(例:手袋、オーバーオールなど)は一度使用したら、処分します。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	1
58	2.14i	安全勧告と立入禁止期間を尊重し、従わなければなりません。	* 書面での手順、作物保護剤施用と立入禁止期間の記録は、立入禁止期間を順守していることを示すものでなければなりません。 * 手順は、目立つようにしています。(例えば、警告表示など) * 立入禁止期間が不明な場合、温室／畑へ入る許可を出す前に、作物の表面が乾いていなければなりません。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	1

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
59	2.14j	必要な農薬の量は、各々の施用のために明確に計算されていますか。	* 作物保護剤を使用する時、必要量は後で判る方法で計算します。根拠は、次のことを必要とします。 -計画。 -作物。 -施用方法。 -処理する面積。 -スピード。 -使用される機器の圧力。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	
60	2.14k	計量器、測定機、攪拌機が有効に利用できますか。	*使用される計量機器は、正しい測定が保証されるように、良好な状態でなければなりません。少なくとも年に1回、標準重量を使用して計量機器をチェックします。この検査は記録されます。 *計測、計量、混合のための計量秤、容器、バケツ、水源などの設備を安全かつ効率的に使用する必要があります。 *作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	1
61	2.14l	作物保護剤の使用は、その場所での種苗への使用を含めて、定期的に記録していますか。在庫リストは1ヶ月以内にその種類と量を最新のものにします。	* すべての作物保護剤の施用は、種苗期間に使用した量を含めて記録します。これは次の点から成り立ちます。 -作物名。 -施用の場所(名前や番号による区画/温室)。 -施用日と終了時間。(施用が記録された日の終わりに行われなかった場合) -施用の理由(病害虫、除草) -施用の技術的な承認。(アドバイスを与える責任を持つ技術員の署名) -使用した作物保護剤。(商品名、有効成分または生物学的作物保護剤の場合の化学名) -使用した量。(重量または容量) -施用設備(いくつかのユニットがある場合は通し番号を含む)と方法。 -施用した人の名前。(もし下請けの場合は、作業員の名前と施用した従業員) -施用中の天候状況(施設栽培は適用外) * さらに、現在ある作物保護剤は、すぐに利用できる在庫リストとして書面になっていることが必要です。この作物保護剤リストは月毎に最新のものにします。 * リストには現在の作物保護剤の名前を記載しています。 * 在庫リストは1ヵ月以内にその種類と量を最新のものにしています。量は袋やビンがいくつあるかなどで見当をつけてください。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	1
62	2.14m	余った作物保護剤は、注意深く保管し、責任を持って処分していますか(国および自治体の法令に従って)。	* 作物保護剤を使用した後にタンクに余った作物保護剤またはすすいだ水は、次のようにします。 -作物が植えられていない圃場に撒布する。 -注意して保管する(保管条件に基づいて)。 -資格をもった会社に移す。 * 適正濃度を超えてはなりません。 * 処理した全量を記録します。 * 作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。	
63	2.14n	収穫後作物保護剤の使用は、処理された収穫作物のロット、場所、施用日時、処理のタイプ、商品名、有効成分、生産量、作業員名を含めて記録していますか。	次のものを含めて、収穫後作物保護剤の使用を記録します。 * 処理された収穫作物のロット。 * 場所。 * 施用日時。 * 施用技術。 * 使用した作物保護剤の商品名。 * 有効成分。 * 生産量。 * 作業員の名前。 * 施用の裏付け(病害虫の名前) 種苗のみの会社は適用除外です。	1
64	2.14o	使用した作物保護剤の領収書は保管していますか。	MPS-ABC認証制度の最新版要求事項の0.8bと2.4.1を参照して下さい。領収書は最低2年の保管が必要です。。	
65	2.14p	施用中及びその後の作物保護剤の排出を防いでいますか。	とりわけ噴霧器の保守。(が大事です) 屋外栽培の場合、 * 噴霧器は、少なくとも50%飛散防止のキャップ／機能を備えていなければなりません。 * 低濃度の除草剤を不使用の場合は、90%飛散防止のキャップ／機能が必要です。 * 最大噴霧距離50cmを保ち噴霧できるように、常置の障害物があってはなりません。(例えば、水やり用スプリンクラー) 球根の場合 * 球根が入った梱包箱は、浸漬処理後、少なくとも12時間は送風乾燥させます。 * 浸漬処理後の球根は、廃液収集溝を持った場所で保管します。 * 浸漬処理後の球根は、廃液収集設備を持った運搬手段で輸送されます。 * 球根定植時に定植機械に浸漬処理後の球根を箱に乗せたまま水路の上を通ってはいけません。(注:農薬が水路に垂れるのを防ぐため)	
66	2.14q	収穫後作物保護剤は、品質を保証する代替手段がない場合のみ使用ができます。	* 収穫後作物保護剤が、代替手段が考慮され、技術的に可能な代替手段がない場合にのみ、化学薬剤が使用されることを書面で裏付けている必要があります。 * 収穫後作物保護剤を不使用の場合は、適合していると見なします。 種苗のみを栽培している会社は適用除外です。	
	2.15	肥料の施用と使用について		

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
67	2.15a	栽培、施肥、土壌改良計画を作成する。これらは肥料の浪費を最少にすることを目的とする。	養分(チッソ、リン酸)の流出を制限するため、リスク一覧と土壌分析を基にした栽培計画表と施肥プログラムを用意します。 -作物のニーズ。 -土壌/培土の養分レベル。 -正当な理由があり定期的に行われる土壌分析。(輪作の場合:作物の生産の前後、永年作物の場合:年に1回、周年生産の場合:生産の前) -土壌の肥沃度の維持。 -技術的なアドバイス。 直植しない植物は適用外です。(水耕、鉢物を含む)	
68	2.15b	リスク分析(化学成分の分析)を、有機肥料使用前に原産地、特徴、使用目的を考慮の上、間違いなく行っていますか。	* 有機肥料を使う場合は、施肥計画と、認証された研究所(例えばGLPまたはISO17025を基にした)によって実施された肥料(N、P、K、重金属、及び他の潜在的な汚染源)のデータ分析計算を行う必要があります。 * 施用方法を記録します。 * 分析の結果を明らかにします。 * 有機肥料を使用しない場合は、適合していると見なします。 少なくとも以下のリスクについて、書面で明らかにする必要があります。;有機肥料のタイプ、施肥方法、雑草や重金属の存在、施用時間、施用場所 これはバイオガス設備からの培土にも適用されます。	
69	2.15c	下水ヘドロの使用は禁止されています。	下水ヘドロは使用してはなりません。 * 適用除外はありません。	1
70	2.15d	購入した無機肥料には、化学分析値(重金属を含む)と肥料成分含量(N、P、K)の証拠書類がありますか。	過去12ヶ月以内にMPS-GAPのもとで生育した作物に使用されたすべての無機肥料には、N、P、Kおよび化学分析値(重金属を含む)の証拠書類が必要です。	
71	2.15e	肥料の必要量はそれぞれの施用時に明確に計算されていますか。	肥料を使用する時は、後で判る方法で必要量を計算する必要があります。また次のことに配慮します: -作物。 -施肥方法。 -処理する面積。 -スピード。 -使用される機器の圧力。 * 施肥しない場合は、適合していると見なします。	
72	2.15f	計量器、測定機、攪拌機が有効に利用できますか。	* 作物保護剤、肥料の保管と混合場所(これがどこか他の所である場合)には、それらの計量と攪拌のための設備が備わっています。 * 計測、計量、攪拌のための設備、例えば計量器、容器、バケツ、水源は、安全で効率的に作業するために使用しています。 * 計量のために使用する設備は、正確な測定を保証するため、良い状態になければなりません。 * 作物保護剤／肥料を不使用の場合は、適合していると見なします。	
73	2.15g	肥料の使用は、自社での種苗への使用を含めて、定期的に記録していますか。肥料在庫のチェックは、少なくとも3ヵ月毎に行なっていますか。	* すべての施肥は、自社での種苗へ使用した量を含めて、記録します。これは次の点から成り立ちます。 -施用の場所。 -施用の日時。 -肥料の名前と濃度。 -施用された量。 -施用方法。 -施用した人の名前。(委託している場合は、委託会社の名前と施用の責任を有する従業員名) -作物 * さらに、現在ある肥料は、すぐに利用できる在庫リストとして書面になっていることが必要です。このリストは月毎に最新のものにします。 * リストには現在の肥料の名前を記載しています。 * 在庫リストは在庫の変化後一ヵ月以内にそのタイプと量を最新のものにします。 * 肥料を不使用の場合は、適合していると見なします。	
74	2.15h	余った肥料は、注意深く保管し、責任を持って処分していますか(国および自治体の法令に従って)。対象となる肥料の数量は登録されます。	* 肥料を使用した後にタンクに余った肥料またはすすいだ水は、次のようにします。 -作物が植えられていない圃場に散布する。 -注意して保管する。(保管条件に基づいて) -資格を持った会社に移す。 * 適正濃度を超えてはなりません。 * 処理した全量を記録します。 * 作物保護剤／肥料を不使用の場合は、適合していると見なします。	
75	2.15i	作物保護剤や肥料ではないが、作物や土壌のために使用した全ての剤は記録していますか。	自家製の植物成長調整剤、土壌改良剤、その他このような物質を作物に使用した場合、記録されなければなりません。この記録は、物質名、販売者、分類、購入日、購入量を含みます。国にこの物質の登録制度がある場合は、承認が必要となります。	
	2.16	水の施用と使用について		
76	2.16a	水の管理プランがありますか。また過去12か月の間に管理者に承認されていますか。	水源や効率的使用方法、効率的施用が記載された実行計画で、以下を含みます。 * 水源の場所を決定する手段(写真、図面など) * 恒久的な設備、例えば灌漑システム、水のサイロ／貯水場と水系からの流れ * 灌漑システムの保守必要性評価 * 責任又は実行する従業員の教育	1

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
77	2.16b	水の必要量を計算していますか。水の使用量は記録していますか。	* 日射量、湿度計、気象予測、降雨量、蒸発値などにより、作物の必要水量を計算します。 * 灌水は記録します。 * 記録は、水量計当たり、灌水ユニット当たり、または得られたこれらのデータからデータの計算値当たりの日時と水の量を含みます。 * 灌水プログラムを利用している場合、計算され、管理された実際の水の使用量を記録します。 * 補助器具が水の必要性を計算するために使用される場合、これらは十分に整備されなければなりません。	
78	2.16c	下水の水は、使用できません。未処理の下水は使用せず、処理した下水は、一定の条件下でのみ使用できます。	* 処理した下水は、一定条件下で使用できます。処理した下水を使用する場合、水の品質は、WHOが農業および水耕栽培の汚水と排出の安全使用のために発表したガイドラインに従う必要があります。また、もし水が汚染された水源から来ていると疑われる場合、WHOガイドライン要求または灌漑水のための自治体の法律に従っていることを、分析結果を通して、明らかにする必要があります。	1
79	2.16d	リスク一覧は、収穫前に使用される水の化学的及び物理的汚染を考慮する必要があります。管理者はこの一覧を評価しなければなりません。	リスク評価の一部は、次のことを考慮します： * 灌水方法 * 水源 * 水使用の時期（生育中での） * 水と作物の接触 * 作物の特徴と生育時期 * 作物保護剤の投与のために使用される水の清潔さ。（水質は、作物保護剤の投与に悪影響を与えないものである） 汚染物質の供給源と、感受性、排水源と環境（の関係）。リスク分析に基づいて、頻度を増やすことができます。リスク分析は毎年実施しなければなりません。管理者はこの一覧を評価します。リスク分析は、水の分配システムでの物理的、化学的汚染とリスクコントロールを目的とします。	
80	2.16e	リスク一覧は、水管理における環境問題を含んだものとして作成していますか。管理者はこの一覧を過去12ヶ月の間に評価する必要があります。	文書化されたリスク一覧は以下を含みます。 * 環境に対する水源の影響 * 分配システム * 灌漑のための水使用 * 作物の洗浄やすぎ 一覧は毎年作成され、管理者に提出されます。	1
81	2.16f	収穫前の作業に使用する水は分析をしていますか。	生産と収穫の間での水質検査の手順は書面で存在していなければなりません。その要素は以下です。 * 検査の頻度（リスク一覧との整合性が必要） * 検査の実施者 * 検査の実施場所 * どのように検査を実施するか * 検査のタイプ * 評価基準 花卉と観賞用植物は適用除外です。	
82	2.16g	化学的、及び物理的汚染は試験所により分析を行っていますか。	リスク一覧及び／又は業界基準により汚染のリスクがあるとされた場合、科学的及び物理的汚染は分析結果で明らかにされねばなりません。試験所はISO17025認証又は同等、あるいは適切な機関により承認されている必要があります。 花卉と観賞用植物は適用除外です。	
83	2.16h	必要な場合、新たな収穫の前に回復措置を取ってますか。	水の分析が逸脱した結果であった場合、回復措置を取らなければなりません。 花卉と観賞用植物は適用除外です。	
84	2.16i	要求があった場合、有効な許可証／免許証を持つ必要があります。	これらは適切な機関から出された以下の許可に関連します。 * 水の抽出 * 水の保管 * 水の使用 * 水の排出 有効な許可証は審査中、閲覧できる状態にあります。	
85	2.16j	許可証や免許証に制約条件がある場合、それに沿っていることを明らかにしなければなりません。	記録により明らかになっていることが必要です。	1
86	2.16k	リスク評価は、収穫後の水（洗浄水）について完全でなければなりません。	リスク分析は少なくとも以下を含みます。 * 分析頻度 * 水源 * 化学的及び鉱物汚染、環境 リスク分析は毎年管理者により評価され、必要な場合、修正されます。 種苗のみの会社は適用除外です。	
87	2.16l	水質分析を行う試験所は適切である。	* 収穫後の水の場合、分析は認められた基準（N、P、K、Ec、pHそれに、たとえば大腸菌のような汚染源、重金属）に従い、これらの要素を分析できる研究所（ISO17025または同等のもの）によって実施されます。 * 分析結果は保管します。 * 逸脱した結果となった場合には、措置がとられます。 * とられた措置は記録されます。	
	2.17	エネルギーの利用について		
88	2.17a	エネルギーの管理プランを、効率的使用のために、記録した消費量を基に作成していますか。	* エネルギーの管理プランは消費量の効率化の機会を特定します。 * エネルギーを未使用の場合は、適合していると見なします。	
89	2.17b	エネルギー管理プランは、環境負荷エネルギーの最少化の可能性について取り上げていますか。	* プランは環境負荷エネルギーの最少化と環境にやさしいエネルギーの増大の可能性を含んだものです。	
	2.18	保守について		
90	2.18a	十分な保守が、（可能であれば第三者による公認された保守講習への参加により）、使用される全ての機器と資源に対して行われなければなりません。	* 作物保護剤と肥料の機器は記録の残る定期保守が必要であり、それによって法的に要求されるリスク一覧の説明をしなければなりません。保守は、情報（保守の日時とタイプ）または書類（請求書他）によってサポートされます。 * 機器は、正確に稼働することを確実にするため、最低年に一度、校正します。 * これは、第三者による公認された保守講習への参加、技術的能力を証明できる人、または専門会社やサプライヤーなどによって行われます。	

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
	2.19	安全、健康、衛生について		
91	2.19a	リスク評価に基づく総合的な衛生計画はすべての人が見られるように、常設の保管場所及び居住施設にありますか。	* リスク一覧表を基にした、総合的な衛生計画を作成します。 * この計画書は、常設の倉庫と作業場所のすべてにおいて見ることができます。 * この計画書は、来訪者や下請け業者が読めるよう、掲示されています。 * それは従業員の言語で述べられ、全ての人に理解されなければなりません。必要な場合、記号でサポートします。 * 計画書は少なくとも以下を含みます: 手洗いの必要性、皮膚のカバー、喫煙の制限、定まった場所での飲食、関係する感染やその条件の注意、体液による生産物の汚染、適切な防護服の使用。 * リスク評価が変化した時は、方針を見直し、最新のものとする。	
92	2.19b	害獣・害鳥に対して、適切な手段をとっていますか。	ワナやえさ箱などは定期的に清掃を実施します。	
93	2.19c	毎年、総合的な衛生、健康及び安全訓練を、業務内容に応じてすべての従業員に対して実施していますか。	* 総合的な衛生、健康及び安全訓練を、例えば、リスク一覧表、会社規則、従業員規則(食堂の清掃、喫煙、飲食、トイレの利用など)を基にすべての従業員(下請け業者を含む)に実施します。 * すべての新入社員は、これらの説明を受ける必要があります。 * 実施した訓練と内容を記録します。 * 訓練は、資格を持った人が行います。 * すべての作業員(経営者、管理者を含む)は、一年の内のどこかで復習し、衛生指導書に署名します。 * 衛生手順にある業務を持つ作業員は、検査において、能力を示さなければなりません。 * 適用除外はありません。	1
94	2.19d	生産環境を含む衛生についての書面によるリスク評価をしていますか？	* リスクは、生産・供給する産物により決まります。 * リスク評価は包括的であってもよいですが、会社特有の環境に適応していなければなりません。 * 評価は毎年行われ、変更があった場合は更新します。 * 適用除外はありません。	
95	2.19e	計画は、生じうるすべての非常事態(災害計画)に対応して作成します。この計画は、掲示されすべての人に見えるようにし、最寄りの電話場所並びに連絡する人の名前、電話番号、緊急連絡番号を表示します。	* 事故処理手順はすべての作業建物にあります。(加工部屋、保管庫、オフィスなど) * 連絡先の名前、電話や緊急連絡先番号、最も近い電話の位置、会社の住所、一階平面図などの情報を、会社内でアクセスでき、良く見える場所に(来訪者と下請け業者にも)表示します。	
96	2.19f	事故と非常事態の後に取られる手順はすべての人が理解しており、従業員の言語で作成されていますか。	* 事故と非常事態の手順を、従業員の言語で記載し、すべての人が理解しています。 * 必要な場合は、記号によってサポートされています。(非常口、消火器の位置)	
97	2.19g	危険でリスクの有る場所は、常時および一時的な場合にも明確に目立たせていますか。	* 作物保護剤施用の間や廃棄場所、燃料タンクなどの危険でリスクのあるすべての場所は、危険の印や警告サインにより明らかに確認できます。 * これは常時危険で、リスクの有る場所も含みます。	
98	2.19h	作業上のリスク評価を行っていますか。	* 国、地方自治体の法律をベースに最新の作業リスク一覧表を保有します。リスク一覧評価表(RI&E)は、仕事のやり方、労働条件、技術革新に関して変更があった場合、修正され再評価されます。 * これは、独立した資格を持った組織によって行われることが望ましいです。 * 書面での活動計画が、不備な点に対して作成され、次の要素を伴って実行されます: 不備な点、取られた行動、タイムテーブル、各人の役割。	
99	2.19i	作業場の定められた場所に、十分な救急設備がありますか(仮設作業場(ほ場の)を含め: 管理者による)。	完備され手入れされた救急箱(国の規則と勧告に基づいて)があり、すべての作業場で利用できます(常設の作業スペース及び圃場において)。それによって管理者は、救急箱を仮設の作業場所(圃場)に持ち運ぶことが出来ます。	
100	2.19j	救急処置の訓練を受けた、十分な数の従業員がいますか。	従業員50人毎に、救急処置訓練に参加した少なくとも1人を含み、その人は再訓練にも参加しています。(少なくとも、過去5年以内) 指針: 従業員50人毎に1名の救急救命講習受講者	
101	2.19k	施設は、良くメンテナンスされていますか(トイレ、洗面施設、食堂、食物保管庫及び住居)。飲料水、トイレおよび洗面施設は作業場の近くにありますか。	* 食物の保管場所、食堂および飲料水があり、いずれの設備も外観上清潔です。 * 従業員が使用するトイレは作業場所のすぐ近くまたは近所(500mまたは徒歩7分)にあり、清潔で、手洗い設備がついています。 * 常設及び仮設の両方のトイレは、洗いやすい材質で作られています。 * 作物のいかなる汚染の潜在リスクを出来る限り少なくしています。 * 繁殖場所での汚染は防がなければなりません。	1
102	2.19l	(可能ならば自治体の行動規範に基づいて、)適切な健康チェック(該当する場合、血液検査を含む)を、従業員の要求に基づいて実施していますか。	従業員が作物保護剤を扱う作業をしている場合、彼らは、自治体の行動規範に含まれているガイドラインに従った要求に応じ、毎年の医療チェックを受ける必要があります。 * これらのチェックの結果の利用は許されますが、個人データ公開の法的義務を尊重する必要があります。	
103	2.19m	従業員が会社に住み込んで暮らしている場合は、基本的な設備があり、住居は住むのに適していますか。	従業員が会社に住み込んでいるならば、これは住むのに適したものでなければなりません。 * 丈夫な屋根、窓、扉。 * 水、トイレ、下水、電気のような基本的な設備。 * 下水処理設備がない場合、(地域の法律と規制に従って)浄化槽を使用できます。 * 会社に宿泊施設がない場合は、適合していると見なします。	1
104	2.19n	作業員の健康に有害な物質の安全性に関するアドバイスができますか。	健康に有害な物質の安全性に関するアドバイスができなければなりません。(例えばウェブサイト、電話などで)	

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
105	2.19o	健康、安全、福祉及び訓練の分野において従業員に対して責任ある態度ですか。	＊従業員に対してオープンに接し、健康、安全、福祉および可能性のある訓練コースなどの労働の社会的問題について従業員と会話があります。 ＊管理職は労働福祉、安全、健康に責任があります。 ＊管理職員と使用者は同じ人場合があります。 ＊これは組織図などに記録されています。 ＊これらの項目を含んだ双方向のコミュニケーションが少なくとも年2回行われ、記録が保存されています。 記録は、議事録、組織図の中の管理責任者などにより残されます。	1
106	2.19p	使用者がスタッフに交通手段(ほ場や所在地等までの)を提供する場合、安全であり、公道を使用する場合は自治体の法律や規制に従っていますか。	公道での交通手段に関し、従業員の交通手段は安全で、適用される規制に従う必要があります。	
107	2.20	自然保護計画を立てていますか。この自然保護計画は、非生産的な場所を、自然の動植物の活動を促進する保護地域に換えようとするものであります。	計画は環境への負の影響を最少化する持続的生産と、認証制度の要求事項の双方を満たす必要があります。 ＊自然保護計画は、会社方針として明示されなければなりません。 -計画は会社固有のものであり、または地域計画の一部であります。 -計画の一部は、動植物の実際の階層、所在地、状態のベンチマークテストでなければなりません。これは適切な措置を決定するために用いられます。 -計画は、生息環境の改善と生物多様性を増進する行動を含みます。会社や環境の保護に主体的に活動しているグループへの参加を通じて、証明できる明確な活動と自主性があります。 -この自然保護計画は、非生産的な場所を、自然の動植物の活動を促進する保護地域に換えようとするものであります。	
108	2.21	MPS-GAP制度に関連する苦情について、苦情手続きを行っていますか。	＊苦情手続きの目的は、全ての苦情を記録し、扱うことです。取られた是正手段は全て書面化されます。 ＊この手続きは、所管官庁による調査中の時や、この認証制度の範囲に関係する制裁を受けている時にMPSへ報告することを含みます。 ＊適用除外はありません。	1
109	2.22	請負業者が下請け業者を使用する場合、彼らに関連するMPS-GAPの要求事項に従わせるよう監督していますか。	＊生産者は、下請け業者の各業務と季節契約をチェックし、評価に署名することにより、下請け業者／委託業者に適用される管理ポイントを順守する責任があります。 ＊関連する要求事項に従っていることの証明を、審査中に明らかにしなければなりません。 ＊下請け業者／委託業者は、疑問の余地があるところに対して、MPSが承認した認証者が実際の検査を通じて評価を検証することを、受入れなければなりません。 ＊(MPSにより)承認された認証機関により実施された審査には、対象者に以下の情報が与えられます。;審査日、認証機関名、審査員名、下請け業者／委託業者の詳細、関連する要求事項の審査評価レポート	1
	2.23	GMO(遺伝子組み換え)について		
110	2.23a	GMO(試験もまた)の計画は、適用される日本のすべての法律に従っていますか。	GMO作物を栽培している場合、以下が揃っています。 ＊文書化された使用記録。 ＊生産国における法律のコピー。 ＊顧客とのコミュニケーションが記録された証明。 ＊GMO作物が、通常の作物と分けて取り扱われ、保管されていることの証明。	1
111	2.23b	GMO作物を栽培している場合は、記録を有していますか。	GMO作物を栽培している場合、以下が揃っています。 ＊文書化された使用記録。 ＊生産国における法律のコピー。 ＊顧客とのコミュニケーションが記録された証明。 ＊GMO作物が、通常の作物と分けて取り扱われ、保管されていることの証明。	
112	2.23c	自分の生産物のGMO状況について、顧客に伝えていますか。	GMO作物を栽培している場合、以下が揃っています。 ＊文書化された使用記録。 ＊生産国における法律のコピー。 ＊GMOの使用と、供給される作物が顧客の特別な要求に従っていることに関する、顧客とのコミュニケーションの書面での証拠。 ＊GMP作物が、通常の作物と分けて取り扱われ、保管されていることの証明。	1
113	2.23d	生産者は、GMO作物と従来の作物の混合リスクを最小とする計画を作成し、実行する。	GMO作物を栽培している場合、以下が揃っています。 ＊文書化された使用記録。 ＊生産国における法律のコピー。 ＊顧客とのコミュニケーションの記録された証拠。 ＊GMO作物が通常の作物と分けて、取り扱われ、保管されていることの証明。 ＊通常作物との混合リスクを防ぎ、作物の整合性を保つために、GMO作物(試験を含め)がどう扱われ、保管されているかを記した文書化した計画	
114	2.23e	GMO作物は他の作物と区別して保管していますか	GMOを生産している場合、以下が揃っています。 ＊文書化された使用記録。 ＊生産国における法律のコピー ＊顧客とのコミュニケーションの記録された証拠。 ＊GMO作物が通常の作物と分けて、取り扱われ、保管されていることの証明。	1
	2.24	IPM(総合的病害虫管理)について		
115	2.24a	各々の作物について、“予防措置”の範疇に入る少なくとも二つの活動の根拠を示してください。	病気、害虫、雑草を出来る限り防ぐために予防措置をとっていること、及び“防除”が限られていることを明らかにできる必要があります。例えば、適切な種子在庫、品種の選択、輪作、衛生、施肥、灌漑、誘引植物、間作、天敵など。	1
116	2.24b	各々の作物について、“観察とモニタリング”の範疇に入る少なくとも二つの活動の根拠を示してください。	対応手段を取るかどうかを決められるよう、いつ、どの程度の害虫と天敵があるかのデータを集め解釈していることを明らかにできる必要があります。例えば、温度と湿度に基づく警報システム(発生予察)、トラップと、センチュウの土壌サンプルなど。	1
117	2.24c	“防除”に入る少なくとも一つの活動の根拠を示してください。	予防措置が不十分で作物の経済的価値が良くないことが分かった場合、その観察後に直接手段をとることを明らかにします。取られる手段は、栽培方法、物理的防除、フェロモン、生物的防除、天敵、化学的防除、抵抗性管理などです。防除が不必要と証明できれば、適用除外です。	1

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
118	2.24d	使用する作物保護剤の効果を維持するために、抵抗性がつかないようにしなければなりません。	ー	
	2.25	マスバランス		
119	2.25a	販売登録は、販売される全ての作物および登録された作物の全量に対して行われていますか。	販売データは、全ての登録作物で必要です。(認証と非認証、及び仕入と販売に一貫したバランスがあることが明らかである) 適用除外はありません。	1
120	2.25b	生産、保管、購入された量は記録され、全ての作物に関して集計していますか。	以下の作物の量は記録する必要があります。(量、又は重さ) * 認証対象 * 非認証対象 * 入荷(購入を含む) * 出荷 * 在庫 更に、マスバランス確認のプロセスを可能にするよう、登録された作物の集計を行います。 確認の頻度は、事業規模に決定され行われますが、最低年1回は行わなければなりません。 適用除外はありません。	1
121	2.25c	選花の際の歩留まり率および／又は、ロス(ある生産プロセスでの入りと出の計算)を算出し、チェックしていますか。	各選花プロセスでの歩留まり率は計算され、明らかにならなければなりません。全ての廃棄物量は見積もられ、(その量が)決められます。適用除外はありません。	1
122	2.26	不適合品に対する手続きがあり、それが実行されていますか。	手続は、全ての不適合品が明らかに識別され、適切に隔離されていることを明記しています。これらの作物は、問題の性質や、または特定の顧客要望に従って取扱いされたり、処理されることになります。	1
	3	種苗の生産(最終生産物として観賞用植物を栽培する会社のみ適用外です) 球根栽培は適用です。		
	3.1	培土		
123	3.1.1	培土供給業者の行動規範を保有していますか。	環境戦略に関連して、培土供給業者の行動規範を保有しています。この業者が*RPPIに参加していることが証明できる場合は、適合していると見なします。 *RPP(Responsibly Produced Peat):オランダに本拠を置くNPOで園芸用堆肥についての認証を行っている。	
124	3.1.2	使用される全ての培土の仕様が揃っていますか。	以下の仕様情報が揃っている必要です。 * 養分 * 触感 * 培土の使用目的 培土が*RHPマーク付の場合は、適合していると見なします。 *RHP:オランダに本拠を置く、培土の品質保証認証を行っている団体	
125	3.1.3	購入した培土の養分分析を保有していますか。	養分分析は、独立した研究所で行われることが必要です。 培土がRHPマーク付の場合は、適合していると見なします。	
126	3.1.4	購入した培土の養分分析を保有していますか。	培土の供給者からの病害分析(例えば、サルモネラ菌、リステリア菌、大腸菌)が揃っています。 培土がRHPマーク付の場合は、適合していると見なします。	
127	3.1.5	ロックウールの容積密度は記録していますか。	ロックウールの各ロットの容積密度の記録が必要です。	
128	3.1.6	培土の各ロットのサンプルは保管していますか。	培土の各ロットのサンプルは(収穫予定日まで)保管が必要です。 培土が園芸でのRHP認証を受けている場合は適合していると見なします。	
129	3.1.7	異なる供給源、及び異なる仕様の培土は別々に保管していますか。	保管スペースは、異なる供給源及び異なる仕様のものが、分けられ混ざらないよう整理されています。 適用除外はありません。	
130	3.1.8	培土の保管施設は耐候性ですか。	ビート(包装されていない、または袋入り)は保管時には環境汚染を防ぐために、全て適切に覆われている必要があります。	
	3.2	増殖		
131	3.2.1	衛生リスク分析は、増殖時と会社での運搬時の両方で行っていますか。	特に生産物に対する人により持ち込まれる物理的、化学的及び微生物汚染や病気に関する書面での最新の(毎年更新)リスク分析がありますか。 適用除外はありません。	1
132	3.2.2	衛生手順は、増殖プロセスのために実施されていますか。	会社の誰かが、衛生手順の実行責任者として指名されていますか。 適用除外はありません。	1
133	3.2.3	従業員は、手を洗う設備(作業場所の近く)を利用できますか。	従業員は、手洗いや消毒のために常設、又は仮設の洗浄設備を利用できますか。	1
134	3.2.4	栽培段階で使用されるコンテナや用具は、清潔さを保ち、汚染から保護されていますか。	再利用できるコンテナ、用具、及び他の装置や機械は清潔で良く保全されていますか。 植物の汚染防止のために、清掃と消毒スケジュールが順守されていますか。(最低、年1回)	1
135	3.2.5	鉢やビンなどは、植物専用に使っていますか。	植物向けの鉢やビンは植物のためにのみ使用します。カート、トレーラー、ワゴンなどが植物以外の目的で使用された場合、再び植物の運搬に使用される前に、これらは消毒しなければなりません。	
136	3.2.6	ブリーダーとして、登録作物に関係する増殖作物(例えば栄養増殖作物)の栽培方法の重要性を意識していますか。	増殖作物の栽培の間、登録作物での作物保護剤と肥料の使用が最少化されるよう、技術と対策が用いられ／取られていますか。	
137	3.2.7	種苗は、供給者及びロットナンバーを追跡できますか。	ロットナンバーの識別、追跡が明確にできることを含み、植物用種苗の供給者を登録していますか。 繁殖材料は、認証品として販売される前の最低3ヶ月は、認証者／応募者の所有のもとで成育されなければなりません。栽培サイクルが3ヶ月より短い場合は、繁殖者／苗場で、最低、2／3の期間なければなりません。 適用除外はありません。	1
138	3.2.8	供給される材料のGMO状況に関する書類は種苗の供給者から入手していますか。	供給される材料のGMO状況が書かれた書類がなければなりません。	

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
139	3.2.9	栽培された植物は、商業的な意味で病害虫に対して、耐性／抵抗性がありますか。	栽培品種が重大な病害虫に対して抵抗性／耐性があることを明らかにしていますか。	
140	3.2.10	様々な増殖材料は、ロットの混交を防ぐために、分けて保管していますか。	適用除外はありません。	
		増殖の記録は以下を含みます。		
141	3.2.11	播種／定植計画	使用される種苗の品種やロットナンバーは、播種／定植計画の記録の中に記されます。 適用除外はありません。	
142	3.2.12	培土のロットナンバー	適用除外はありません。	
143	3.2.13	顧客照会	例えば、コード、名前、発注番号によって明らかにしています。	
144	3.2.14	植付け／定植完了計画	該当の場合	
145	3.2.15	顧客や従業員の健康に影響を及ぼす可能性のある作物保護剤が使用された場合、その記録が(各々の棚や容器に)揃っていますか。	発送する前に作物保護剤が使用される場合、記録され、関係する容器や棚には安全と健康リスクの書かれた関連ラベルを備えなければなりません。	
	4	繁殖設備（最終作物のみの観賞用植物の栽培会社は適用外） 球根栽培には適用		
		以下の保守計画と記録が必要です。		
146	4.1.1	栽培場所／温室建築物に関して	全ての保守と清掃作業が計画され、記録されていますか。	
147	4.1.2	換気システムに対して(該当する場合)	全ての保守と清掃作業が計画され、記録されていますか。 下請け業者を使用する場合、請求書が、実施された保守記録として受け入れられます。	
148	4.1.3	暖房システムに対して(該当する場合)	全ての保守と清掃作業が計画され、記録されていますか。 下請け業者を使用する場合、請求書が、実施された保守記録として受け入れられます。 暖房源が会社にある場合、点検が要求されます。	
149	4.1.4	照明システムに対して(該当する場合)	全ての保守と清掃作業が計画され、記録されていますか。 下請け業者を使用する場合、請求書が、実施された保守記録として受け入れられます。	
150	4.1.5	二酸化炭素施用システムに対して(該当する場合)	全ての保守と清掃作業が計画され、記録されていますか。 下請け業者を使用する場合、請求書が、実施された保守記録として受け入れられます。	
151	4.1.6	発芽機械に対して(該当する場合)	全ての保守と清掃作業が計画され、記録されていますか。 下請け業者を使用する場合、請求書が、実施された保守記録として受け入れられます。	
152	4.1.7	植物の加工場所や設備は汚染を防ぐために清掃され、適切に維持されていますか。	加工のライン、機械、壁、床などは清掃計画に沿って、清掃され適切に維持されなければなりません。 これらの作業は書類に記録されます。 適用除外はありません。	
153	4.1.8	雑草は抑えていますか。	雑草は温室でも会社内の他でも抑えられていますか。温室や準備施設の外周は除草していますか。	
		清掃		
154	4.1.9	棚は、新たなロットのために使用する前に清掃していますか。これらは毎年消毒していますか。	棚は、残りカスを取り除くよう、擦り洗います。清掃計画に従って殺菌剤により毎年洗浄されます。全ての清掃は記録が必要です。	
155	4.1.10	播種機は、異なる品種／作物ごとに清掃していますか。	全ての清掃は記録が必要です。	
156	4.1.11	容器類洗浄のための殺菌剤使用の記録は保持していますか。	記録は、以下を含みます。 ＊生産物の商品名 ＊殺菌剤の量 ＊殺菌剤の使用と媒体充填の間の最少間隔。	1
157	4.1.12	トレイ洗浄設備から放電が発生する場合、許可を得ていますか。	放出／放電の許可が必要な場合、会社はその許可証がなければなりません。 これは関係当局により発行され、これにより放出／放電が許可されたと見なします。	
158	4.1.13	清掃のために水を使用の場合、水がはけるようなフロアの仕様になっていますか。	落差があり排水路のある床で、障害物がなく整然としており、水はけができるようになっていますか。	
159	4.1.14	廃棄する植物と廃棄物は明確に区切られた場所に保管されていますか。	清掃作業の書類化された記録が保管されていますか。	
160	4.1.15	洗浄薬剤、潤滑油などは、加工に使用される植物や材料と分けて、その目的のための区切られた場所に保管されていますか。	保管庫は、委任されたスタッフだけが利用できる状態になっていますか。	
		安全と衛生		
161	4.1.16	耐衝撃性または飛散防止型ランプが播種や保管の場所に使用されていますか。	破損による植物への混入を防ぐ目的です。	
162	4.1.17	ガラスと透明の固いプラスチックの扱い方についてその手順がありますか。	繁殖用温室と準備、保管の場所での割れたガラスや固いプラスチックの扱い方に関する手順が揃っていますか。	
163	4.1.18	ほ場への立ち入り時に、病害虫やペットの侵入を防いでいますか。	植物への汚染を防ぎます。病害虫制御については、外部委託してもよいですが、効果は記録され証明される必要があります。	
164	4.1.19	清潔な棚とトレイは、ほ場から、または汚染された／汚れたかもしれない顧客から返却された棚やトレイと分けて、保管していますか。	植物の汚染を防ぐために、清潔な棚／トレイと汚れた棚／トレイを分けておく施設がありますか。	
165	4.1.20	停電の場合の非常用電源がありますか。	十分な発電能力が必要です。所有又はリース(能力が十分なことの証明がある)の場合があります。高圧電流が計器棚の横にあります。	
	5	従業員の健康、安全、福利（最終作物のみの観賞用植物の栽培会社は適用外） 球根栽培には適用		

MPS-GAP認証 要求事項一覧表(2020年2月24日改定版)

No	条項	要求事項	解釈	必須項目
166	5.1	条例で要求される場合は、従業員向けの損害賠償保険を用意していますか。	その証明と労働条件の方針を明らかにしていなければなりません。	1
167	5.2	作物保護剤を扱うスタッフは、定期的に医学的な検査を受けていますか。	医学的検査は、条例や法律／助言に従って行われます。同じ職場環境にあるスタッフも医療検査を受ける機会が提供されます。(リスク一覧に示される場合)	
168	5.3	新人のための入門的なトレーニングプログラムがありますか。	プログラムは以下を含みます。 * 健康と安全の要件 * 緊急時対応 * 応急手当 * 衛生要件 全てのトレーニングは文書化されます。	1
169	5.4	事故経過日誌がありますか。	会社内(又は所在地)で起こった事故の報告と記録のための仕組みがありますか。 適用除外はありません。	1
	6	取引上の契約条件		
	6.1	一般		
170	6.1.1	取引上の契約条件は、顧客に伝えていますか。	会社が運用する条件は顧客の全てに伝えていますか。	1
171	6.1.2	注文は、顧客と確認していますか。	注文の確認は、以下を特定します。 * 取引上の契約条件を参照し * 品種 * 数量 * セルサイズ * 配送日時 * 仕様書 * 価格	1
172	6.1.3	詳細な送り状が全ての注文に対して作成されていますか。	各々の送り状には以下を含まなければなりません。 * ロット番号 * 品種 * セルサイズ * 数量 使用した作物保護剤に関する更なる詳細は、要求に応じて顧客に提供されていますか。送付直前に作物保護剤が使用された場合、全ての容器に作物保護剤の名前、使用量、使用日を表記する必要があります。	
173	6.1.4	公的証明に関する国内法や法律を順守していますか。	会社は、関連する会社登録と検査(例えば、植物パスポート番号)登録の記録を保管していますか。	1
174	6.1.5	記録は、ほ場毎に生産される植物の数だけありますか。	生産年ごとに、ほ場毎に供される植物の数だけの記録が必要です。	1
	6.2	品質保証		
175	6.2.1	全ての植物は、明確な品質保証又は、証明書付生産物保証により供給していますか。	提供する全ての植物は、種苗会社が適用となるガイドラインに従っていること、健全で意図する目的に合致していることを記した書類を伴っている必要があります。例えば、品質認証、引取条件、植物パスポートなど。 * 適用除外はありません。	1

* 全175項目、必須項目64、その他項目111 →認証条件: 必須項目64を含む計167項目